

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、仲野株切地区共同施行が土地改良事業（香川用水非受益地域用水確保事業（かんがい排水事業）仲野株切地区）を行うことについて平成18年12月25日適当と決定した。

その関係書類をまんのう町土地改良課において平成19年1月19日から同年2月8日まで縦覧に供する。

平成19年1月12日

香川県知事 真 鍋 武 紀